

川崎市交通局規程第23号

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤邦紀

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程
川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年交通局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「（非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。以下同じ。）にあつては、3歳）」を削り、「正規の勤務時間（川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号。以下「勤務時間等規程」という。）第2条から第4条の2までの規定による勤務時間をいう。）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間等規程により育児時間又は介護時間を承認されている職員（非常勤職員を除く。）については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として」を「1日の勤務時間の全部または一部について」に、「））を」を「）を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、部分休業をすることができないものとする。

(1) 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数を考慮して局長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地

方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。)

第16条に次の10項を加える。

- 3 第1項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを局長に申し出るものとする。
 - (1) 1日を通じて2時間を超えない範囲内
 - (2) 1年を通じて77時間30分(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)
- 4 前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、正規の勤務時間において、30分を単位として行うものとする。
- 5 川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成元年交通局規程第6号)により育児時間、介護時間又は子育て部分休暇を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 6 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間、介護時間又は子育て部分休暇を承認されている場合にあつては、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

7 第3項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

8 局長は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の第3項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると局長が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

9 第3項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による部分休業の請求をすることができる。

10 部分休業の承認の請求、第3項の規定による申出及び第8項の規定による変更は、部分休業簿（第5号様式）により行うものとする。

11 第2条第2項本文の規定は部分休業の承認の請求について、第4条の規定は部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

12 局長は、第3項による申出時に予想することができなかつた事実が生じたことにより第8項の規定による変更をしなければ同項に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第8項の規定による変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求める

ことができる。

第17条及び第18条を削り、第19条を第17条とし、第20条から第24条までを2条ずつ繰り上げる。

第5号様式（1）及び第5号様式（2）を次のように改める。

第5号様式（1）

部分休業簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属氏名	職員コード

請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年月日

申出	申出年月日	申出の内容	※ 「申出の内容」欄には、①又は②を記入する（「変更後の内容」欄も同様とする。）。		
	年月日		① 1日につき2時間を超えない範囲内	② 1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内	

変更（第1回目）	変更年月日	変更後の内容	変更に必要ない事項	特別の事情の有	局人事担当の無	局人事担当の認	押印欄
	年月日			有	無		

所属 → 局人事担当課

変更（第2回目）	変更年月日	変更後の内容	変更に必要ない事項	特別の事情の有	局人事担当の無	局人事担当の認	押印欄
	年月日			有	無		

所属 → 局人事担当課

備考	
----	--

- (注) 1 承認の請求の場合は、請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等のいずれか。写しでも可）を添付すること。
 2 第1号部分休業の承認の請求の場合は第5号様式（2）を、第2号部分休業の承認の請求の場合は第5号様式（4）を用いること。
 3 第1号部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第5号様式（3）に記入すること。

第5号様式(2)

年度

所屬 → 局人事担当課

整理番号	※ 第1号部分休業の承認の請求をする期間			請求年月日	承認の可否	押印欄					備考									
	年	月	日			時	分	時	分	時		分								
1	年	月	日	時	分	時	分	時	分	時	分									
2	年	月	日	時	分	時	分	時	分	時	分									
3	年	月	日	時	分	時	分	時	分	時	分									
4	年	月	日	時	分	時	分	時	分	時	分									
5	年	月	日	時	分	時	分	時	分	時	分									
6	年	月	日	時	分	時	分	時	分	時	分									
7	年	月	日	時	分	時	分	時	分	時	分									
8	年	月	日	時	分	時	分	時	分	時	分									
9	年	月	日	時	分	時	分	時	分	時	分									
10	年	月	日	時	分	時	分	時	分	時	分									

(※印の欄は請求者が記入する。)

第5号様式（2）の次に次の2様式を加える。

第5号様式(3)

年度

整理番号	※第1号部分休業の承認を取り消す期間				押印欄	備考								
	年	月	日	時										
1	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
2	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
3	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
4	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
5	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
6	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
7	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
8	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
9	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
10	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで			

(※印の欄は請求者が記入する。)

第5号様式(4)

第2号部分休業の時間数 時間 分

年度

整理番号	※ 第2号部分休業の承認の請求をする期間		※ 請求時間数	※ 残時間数	※ 請求年月日	承認の可否	印欄		備考
	年 月 日	時 分 秒					年 月 日	年 月 日	
1	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	年 月 日				
2	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	年 月 日				
3	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	年 月 日				
4	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	年 月 日				
5	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	年 月 日				
6	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	年 月 日				
7	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	年 月 日				
8	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	年 月 日				
9	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	年 月 日				
10	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	年 月 日				

(※印の欄は請求者が記入する。)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業（第16条第1項に規定する部分休業をいう。）を請求する場合における改正後の規程第16条第3項の規定の適用については、同項第2号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。